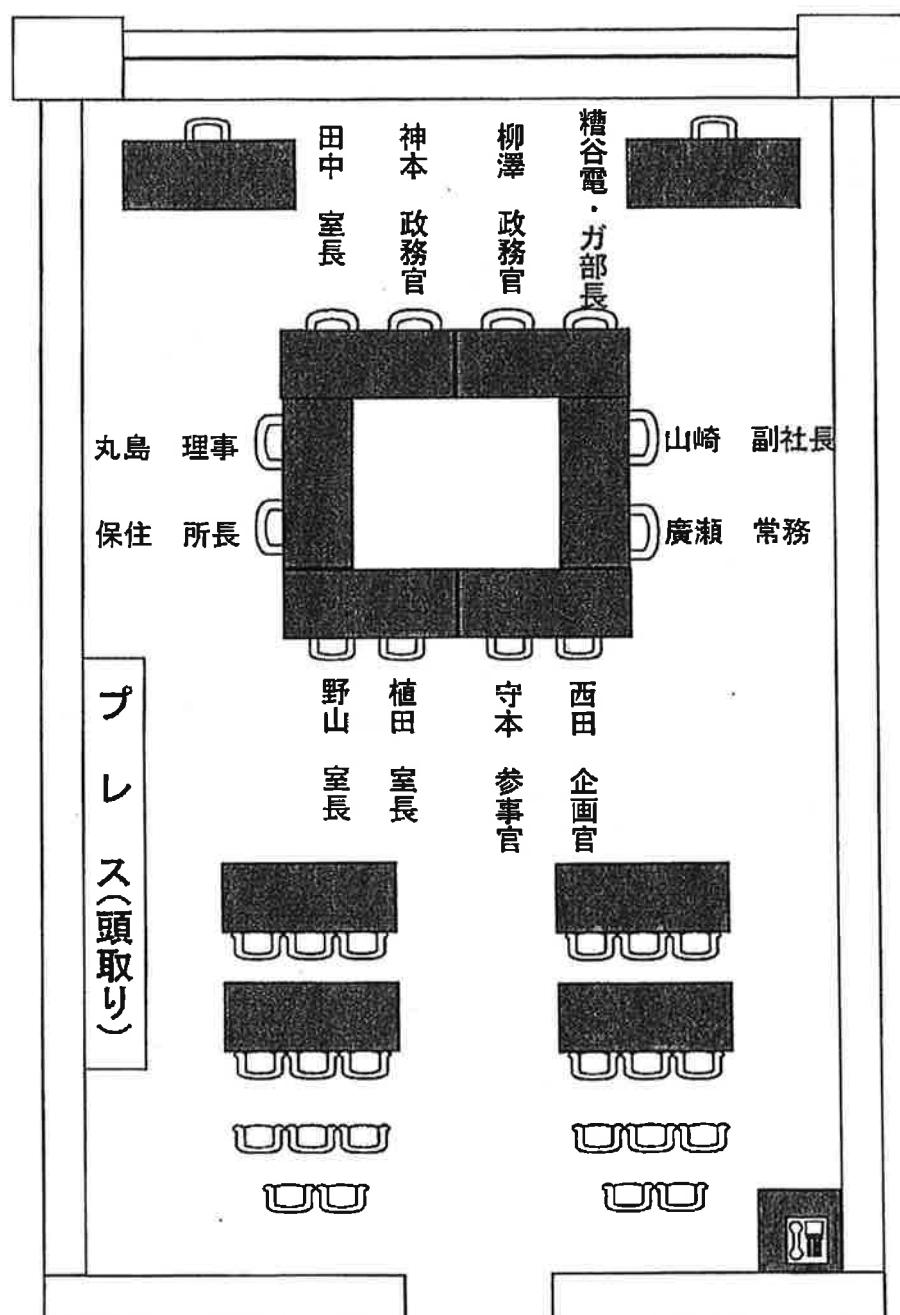


第1回原子力損害賠償円滑化会議 座席表

日時：平成23年12月27日（火）8:30-10:00

場所：経済産業省 本館17階東4 第5共用会議室



第1回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成23年12月27日 8:30～10:00

場 所：第5共用会議室（本館17階 東4）

議 題：（1）東京電力の原子力損害賠償の進捗状況について
（2）自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性について
（3）その他

資 料：資料1 原子力損害賠償円滑化会議について（案）
資料2 東京電力の原子力損害賠償の進捗状況
資料3 訪問相談チーム及び機構個別相談等の実施状況について
資料4 原子力損害賠償紛争解決センターの申立状況等について
資料5 原子力損害賠償に対する主な要望と対応状況
資料6 自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性（案）
資料7 原子力被害応急対策基金（仮払法基金）について
資料8 原子力損害賠償円滑化会議における実務者会議の設置について（案）

（参考） 原子力損害賠償紛争審査会 中間指針追補

原子力損害賠償円滑化会議について（案）

平成 23 年 12 月 27 日
第 1 回原子力損害賠償円滑化会議資料

1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に係る被害者の損害について賠償等を通じた迅速かつ円滑な被害者の救済を行うことを目的として、関係機関が情報共有を図るとともに、原子力損害に関し被害者が直面する課題の迅速かつ円滑な解決に向けた方策の検討を行う。

2. 構成員

経済産業大臣政務官 柳澤光美

文部科学大臣政務官 神本美恵子

原子力損害賠償支援機構 理事 丸島俊介

東京電力株式会社 副社長 鼓紀男

その他必要に応じて、構成員が認めた者

3. 審議事項

- (1) 東京電力による賠償状況について
- (2) 迅速かつ円滑な賠償金の支払い全般に関する方策の検討
- (3) その他賠償等を通じた迅速かつ円滑な被害者の救済に関連する事項

4. 運営

- (1) 本会議は月 1 回程度の定例とし、その他必要に応じ隨時開催する。
- (2) 本会議の下に実務者会議を設ける。
- (3) 事務局は資源エネルギー庁で務める。
- (4) その他会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定める。

※会議の公開について

本会議は、各機関の実施事務の調整の場であるため、本会議自体の公開は行わない。（終了後、結果概要は公表）

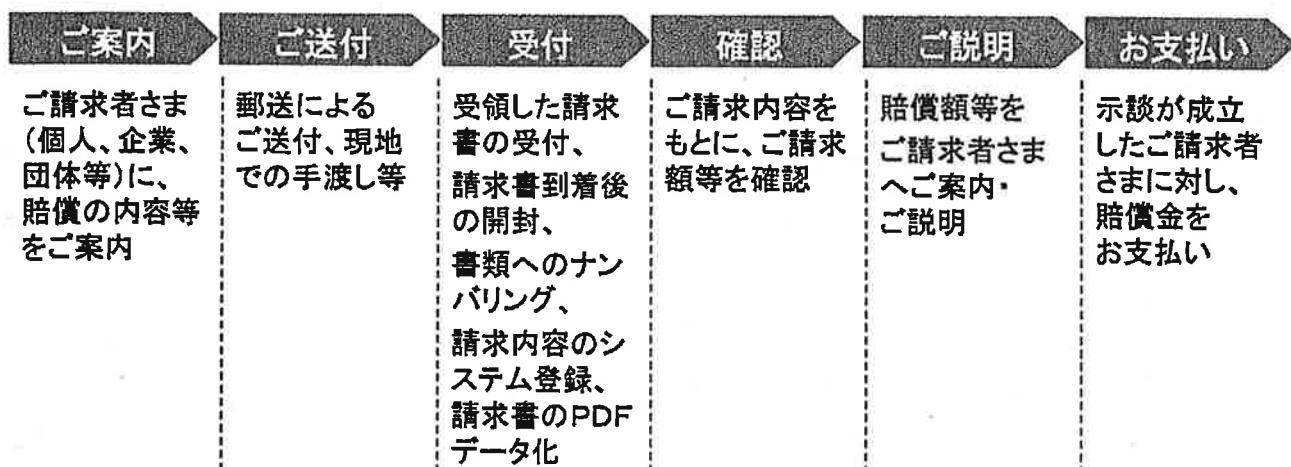
原子力損害賠償の進捗状況について

平成23年12月27日
東京電力株式会社

東京電力株式会社 H23.12

1. 原子力損害の本賠償の業務フロー

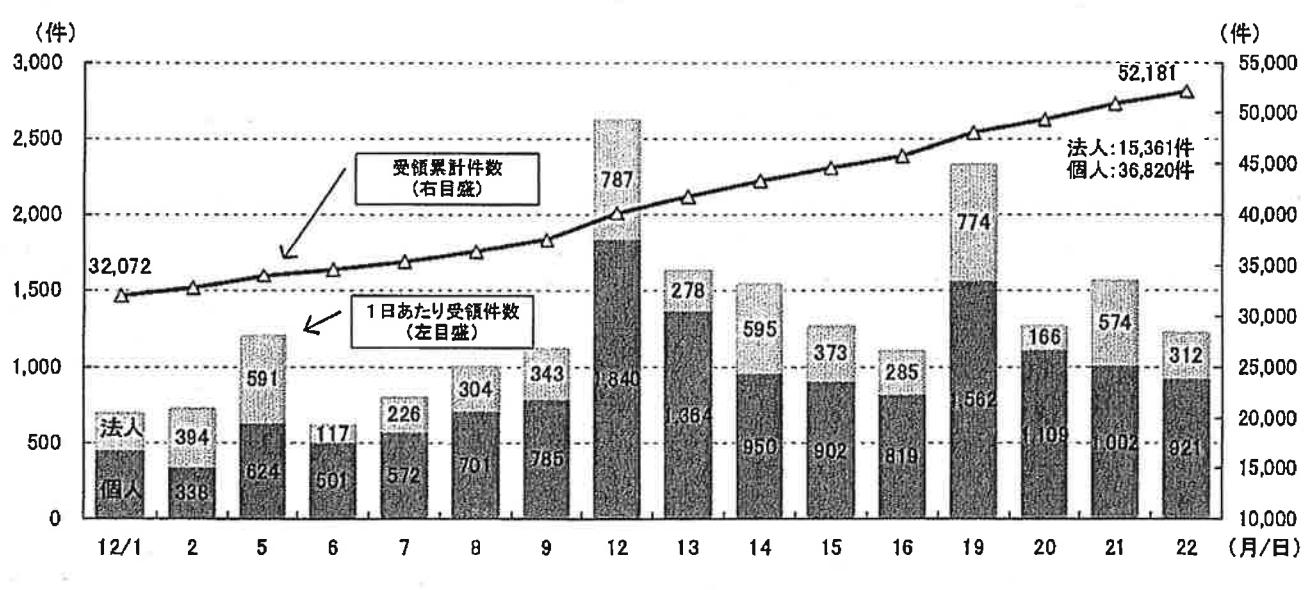
- ご請求者さまへの周知に始まり、請求書を受付、確認、説明を行い、示談をさせていただき、お支払いを行う。



2. 請求書受領件数の推移

- 請求書受領件数は、第2期請求書の受付開始後、至近では1日あたり概ね1,000件(個人・法人合計)を超過。
- なお、12/22時点での第2期の請求書受領件数は、個人が7,955件、法人が2,047件となっている。

【請求書受領件数の推移】



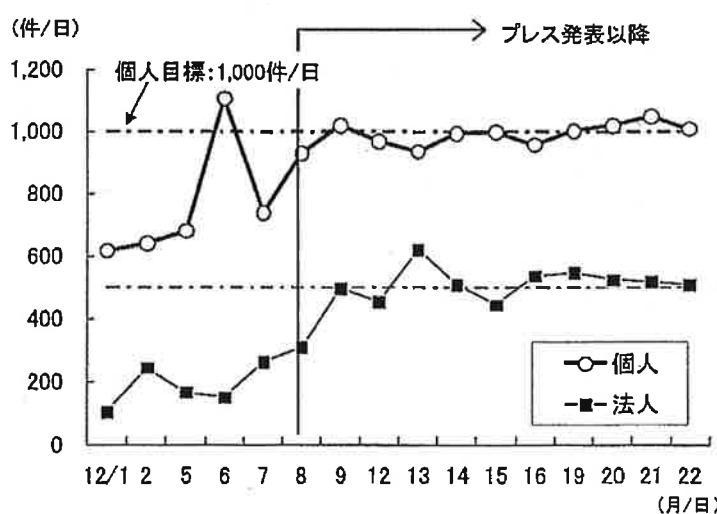
東京電力株式会社 H23.12

2

3. 1日あたり書類確認完了件数の推移

- 1日あたりの書類確認完了件数について、個人の方からのご請求は、目標「1,000件/日」を概ね達成(「円滑な賠償金のお支払いに向けた対応について」プレス公表日12/8～12/22の平均:990件/日)。
- 法人・個人事業主の方からのご請求は、概ね「500件/日」のペースで推移(同:497件/日)。

【1日あたり書類確認件数の推移】



下記の改善策の徹底などにより確認作業を迅速化

- ・社員によるダブルチェックの廃止
- ・精神的損害のみの請求等、簡易な請求を先行処理。
- ・物品購入に関わる確認方法見直し
- ・電話照会の一部省略
- ・確認作業に携わる要員の増強

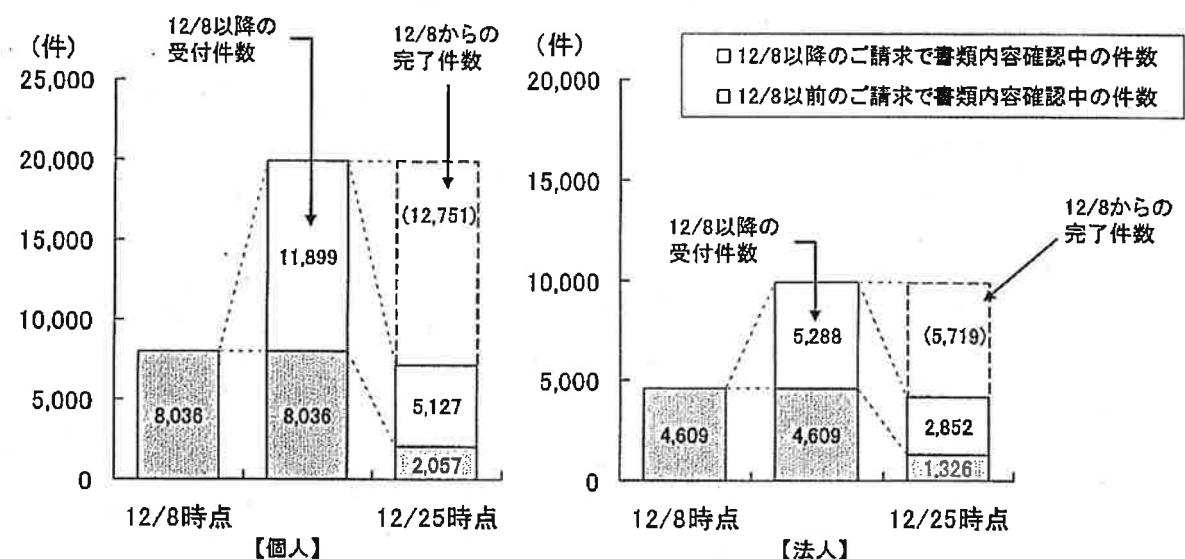
など

東京電力株式会社 H23.12

3

4. 請求書類の処理状況

- 12/8発表時点で請求内容確認中であった請求書類について、
 - 個人の方からのご請求は、1日あたりの目標を安定的に達成できれば、年末までに概ね確認を完了し、合意書を発送できる見込み。
 - 法人・個人事業主の方からのご請求についても、年末までの確認完了に向け、全力で取り組む。



東京電力株式会社 H23.12

4

5. 賠償金の支払実績

- 12/22までの本賠償の合意額は1,393億円(件数は9,214件)。合意額のうち、仮払金を控除(精算)した支払額は1,064億円。
- また、12/22までの仮払補償金の支払額は、1,406億円。

【本賠償の支払い実施状況】

(件、億円)

	個人			法人・個人事業主			団体			合計		
	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額	支払件数	支払額	合意額
10月	216	2	5	4	1	1	22	204	270	242	206	276
11月	1,341	13	29	720	42	45	18	86	168	2,079	141	242
12月	4,567	56	120	2,288	127	134	38	535	621	6,893	717	875
累計	6,124	70	154	3,012	169	180	78	824	1,059	9,214	1,064	1,393

※12月は12/22までの実績

6. 所要日数(～12/25までの実績データから抽出)

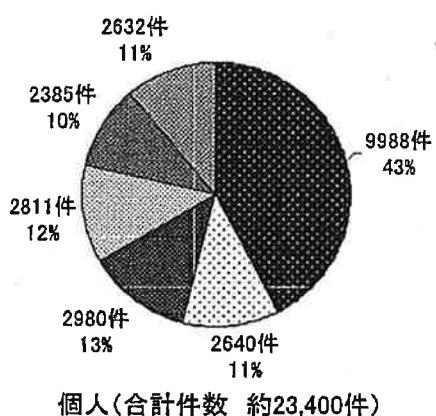
■請求書類の到着から必要書類の確認までの日数(目安:3週間以内を目途)

個人:約27日、法人:約20日

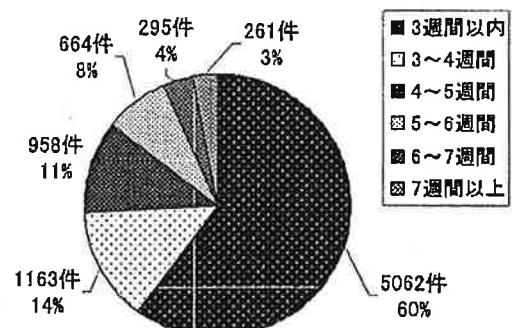
■合意書受領後から支払いまでの日数(目安:1～2週間以内を目途)

個人:約7日、法人:約7日

【請求書類の到着から必要書類の確認までの日数の状況】



個人(合計件数 約23,400件)



法人(合計件数 約8,400件)

→個人について、当面は、長期滞留分の処理を進めることにより、所要日数は増加するものの、1日あたり処理件数の目標1,000件を継続すれば、1日あたりの請求書受領件数は12月平均で902件であることから、3週間以内の割合は増加する見込み。

東京電力株式会社 H23.12

6

7. 参考

■個人の方からのご請求について

- ご要望に応じ、第1回の本請求について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 40件
- 既にお支払いしている仮払補償金が第1回の本賠償合意額を上回る場合に、仮払金の精算方法等についてご要望を承り、お支払いした件数 ⇒ 3件

■法人及び個人事業主の方からのご請求について

- ご要望に応じ、第1回の本請求について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 3件
- 第1回の本賠償をお支払い済の方に、ご要望に応じ、第2回に対する概算払いによりお支払いした件数 ⇒ 22件

東京電力株式会社 H23.12

7

訪問相談チーム及び機構個別相談等の実施状況について

原子力損害賠償支援機構

平成23年12月26日時点

< 訪問相談チーム >

● 訪問相談チームの概要

- ・ 弁護士、行政書士の専門家等からなる「訪問相談チーム」が、避難先等を巡回し、損害賠償の請求・申立てに関する無料の説明会と個別相談を10月31日（月）から実施。
- ・ 1箇所あたりの標準的なチーム構成は、弁護士1名、行政書士1名、ロジ要員若干名。原則として1箇所へ2チーム以上を派遣。
- ・ 避難先等の規模に応じて1箇所あたり1、2日程度開催。

● 実施状況

- ・ 延べ派遣人数：弁護士 187人、行政書士 228人 ほか
- ・ 派遣実績
 - ◆ 36箇所（約4,700世帯）を対象に、延べ54回実施。
 - ◆ 説明会参加者：788名
 - ◆ 個別相談件数：783組

● 今後の予定

【1月】

- ・ 福島市（1/7・22）、田村市（1/7-9）、いわき市（1/8-9、15、27-28）、会津若松市（1/14、21、28-29）会津美里町（1/14-15）、相馬市（1/14-15、28-29）、二本松市（1/14-15）、桑折町（1/21-22）、山形県山形市（1/13-15、27-29）で開催予定。

< 福島事務所 >

- 福島事務所において、11月12日（土）から弁護士による個別面談を実施。
- 実施状況
 - ・ 弁護士による対面相談件数 : 210件

< 機構本部 >

- 機構本部において、10月31日（月）から、行政書士による被害者の方々からの損害賠償の請求・申立てに関する電話による無料の情報提供を実施。
また、弁護士による対面相談・電話相談も実施。

● 実施状況

- ・ 行政書士による電話による情報提供件数 : 990件
- ・ 弁護士による対面相談件数 : 12件
- ・ 弁護士による電話相談件数 : 38件

以上

〈参考〉ご相談者から機構に寄せられたご要望等

各種相談・情報提供事業を通じて機構に寄せられたご相談者からのご要望等の総件数：1,673件（平成23年10月31日～同年12月5日）

【損害賠償請求関連】 889件（53%）

賠償請求に関するご要望等のうち最も多かったのは「精神的損害」に関するもので、36%を占めている。次いで、「営業損害の賠償」、「財物価値の喪失・減少等の賠償」の順になっている。

〈精神的損害〉

「精神的損害」について、さらにその内訳をみると、生活費増加分の賠償と慰謝料の金額（一人月10万円）に対する不満が多い。後者については、1人月10万円から5万円に減額するとされていたことに対する不満を含んでいる。

主な事例としては、「自給自足であったのに、野菜・米など一から十まで買わなくてはいけない。井戸水から水道に代わり、水道代もかかるようになった」、「苦しさは依然として変わらないのに、慰謝料を月10万円から5万円に減額することはおかしい」などが挙げられる。

〈営業損害〉

「営業損害」関係では、農業に関するもの、事業収入の減少に対する賠償に関するものが多い。

主な事例としては、「米の作付・販売をしている個人農家であるが取引先から、本件事故のため通年より低額でないと購入しないと言われた」、「飲料製品の販売店を営業しているが、原発問題以後売り上げが減少して困っている」などが挙げられる。

〈財物価値の喪失・減少等〉

「財物価値の喪失・減少等」関連では、喪失・減価分の賠償、住宅ローンに対する賠償、不動産の買い上げによる補償を求めるものが多い。

主な事例としては、「自宅は地震で壊れたがその後の避難によって修理も出来ないし、帰宅できるめども立たないので、買い上げて欲しい」、「貸し家や家屋・土地などの財物を東電に買って欲しい」などが挙げられる。

【請求手続き・支払関係】 201 件 (12%)

請求手続き・支払関係でのご要望等については、請求書が分かりにくいとするものが76%を占めている。次いで、早期の支払いを求める声が多い。

主な事例としては、「書く所が多すぎて困る」、「請求書の字が小さくて読めない」などが挙げられる。

【生活・健康に関するこ】 403 件 (24%)

生活・健康に関するご要望等では、健康状態の悪化（不眠等）・定期健康診断等による健康状態の把握に関するものが45%と最も多い。次いで、放射能の不安・除染の実施に関するもの、早期の帰還・元の生活の実現を求めるものが多い。

主な事例としては、「仮設住宅が寒くて体が冷えて、体の具合が悪い」、「眠れない日々が続いている」、「放射能による影響に対する不安がある」、「安全安心な農地を返して欲しい」「自宅の除染を早く進めてもらいたい」などが挙げられる。

【政府・東電の取組姿勢】 180 件 (11%)

政府・東電の取組姿勢に関するものとしては、金銭以外の誠意ある対応と今後の見通しや方針の明確化を求める声が多い。

主な事例としては、政府・東電に対して、「事故復旧に向けた今後の見通しや方針を明確化して欲しい」とするものがある。また、東電の取組姿勢に関して、「対応があまりに事務的である」、「窓口はマニュアル通りではない対応をして欲しい」など、被害者一人一人と向き合った個別の対応を求める声が見られる。

〈別表1〉 ご相談者から機構に寄せられたご要望等

(複数回答)

要望項目	内 容	件数	%
賠償請求に 関すること	精神的損害についての賠償(別表2参照)	316	36
	営業損害の賠償(別表2参照)	195	22
	財物価値の喪失・減少等の賠償(別表2参照)	116	13
	就労不能等に伴う賠償	92	10
	その他	170	19
	小計	<u>889</u>	<u>100</u>
請求手続 き・支払い に関するこ と	請求書がわかりにくい	153	76
	早期支払いの実現	35	17
	本請求と仮払金の差額の返還請求をやめてほしい	12	6
	その他	1	0
	小計	<u>201</u>	<u>100</u>
生活・健康 に関するこ と	健康状態の悪化(不眠等)・定期健康診断等による 健康状態の把握	182	45
	放射能の不安・除染の実施希望	73	18
	故郷への早期帰還・元の生活に戻してほしい	62	15
	その他	86	21
	小計	<u>403</u>	<u>100</u>
政府・東電 の取り組み 姿勢	金銭以外の誠意ある対応	58	32
	今後の見通し・方針の明確化	57	32
	ペットの保護	31	17
	その他	34	19
	小計	<u>180</u>	<u>100</u>
合 計		<u>1,673</u>	—

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100 にはならない

〈別表2〉 賠償請求に関するご要望等の主な内訳

(複数回答)

要望項目	内 容	件数	%
精神的損害についての賠償	生活費増加分に対する賠償	128	41
	慰謝料の金額に不満	127	40
	自主避難に対する賠償	39	12
	帰還できないことに対する賠償	16	5
	仮設住宅での光熱費等生活全体の賠償	6	2
	小計	<u>316</u>	<u>100</u>
営業損害の賠償	農業に対する賠償	94	48
	事業収入減に対する賠償	92	47
	地代収入減少に対する賠償	9	5
	小計	<u>195</u>	<u>100</u>
財物価値の喪失・減少等の賠償	喪失・減価等に対する賠償	34	29
	住宅ローンの賠償	27	23
	不動産の買い上げ要望	25	22
	賠償指針の明確化	15	13
	立木等の賠償	10	9
	代替地の提供要望	5	4
	小計	<u>116</u>	<u>100</u>
合 計			<u>627</u> —

〈別添3〉東電の請求書を提出されていない理由

東電に対する賠償請求件数が伸び悩んでいる事情を調査するため、「訪問相談チーム」による巡回相談及び機構福島事務所における対面相談において、相談者からその事情を聴取した（平成23年11月19日～同年12月5日）。

その結果、「請求書の内容が理解しにくく、記入できない」とする回答が36%と最も多くなっている。

東電の請求書を提出されていない理由（選択肢からの複数回答）

理 由	件数	%
請求書の内容が理解しにくく、記入できない	134	36
東電の賠償金額・基準に納得がいかない	77	21
今すぐ請求する必要はなく、様子を見たい	47	13
知人などからすぐに出さない方が良いと言われている	46	12
証明書類がなく、あきらめている	19	5
今回の請求が仮払い金額内そのため、請求しても意味がない	7	2
その他	39	11
合計	<u>369</u>	<u>100</u>

※ 対象相談者数 274組 (100%)

うち、既に東電に対して請求書を送付済みの方 57組 (21%)

うち、未だ東電に対して請求書を提出されていない方 211組 (77%)

うち、不明 6組 (2%)

原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について

平成23年12月27日
原子力損害賠償紛争解決センター

1. 申立て件数：471件

(うち、9月38件、10月80件、11月143件、12月210件)

個人／事業者の別	申立ての割合	申立ての概要（主な論点）
個人	約8割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神的損害の額の算定について ○ 自主避難に対する賠償について ○ 就労不能に対する賠償額の算定について ○ 財物（土地・建物・家財道具等）の価値喪失等について ○ 自主除染に対する賠償について
事業者	約2割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業損害の額の算定について ○ 事業用の財物の価値喪失等について

2. パネル協議開催回数：延べ298件

[センターで受けた申立てについて担当調査官による分析
を経て、仲介委員同士が和解の方針の協議する会議]

3. 口頭審理開催回数：延べ37件

うち、東京事務所 27件
うち、福島事務所 5件
うち、福島県内 5件（いわき市）

[申立て人らと仲介委員との面談]

4. 和解成立数：1件

5. 電話応対件数：延べ3,246件

(12月26日現在)

原子力損害賠償に対する主要な要望と対応状況(自主的避難等を除く)

資料5

被災自治体、団体等からの要請内容	東京電力の取組又は検討状況	備考
一 応 の 対 応 に 着手 して いる もの	<p>(要請内容) 賠償手続きの簡素化等改善を図るべき</p> <p>【10月11日】 第一期(3~8月分)の請求手続きについて、下記の改善策を公表。 ○補足資料の作成、配布 ・「ご請求簡単ガイド」を作成、配布 ○請求書作成に対するお手伝い ・説明会、相談窓口の開設、個別訪問の実施等 ○請求者の実態に即した賠償の運用 ・領収書が無い場合には標準金額を支払 ・合意に至った項目から先行支払 等 ○彈力的な合意の取扱 ・合意後も状況を踏まえ追加請求を受付(合意書の文言を一部変更)</p> <p>(要請内容) 観光風評被害の賠償に関し、原発事故以外の被害分控除率を実態に沿って見直すべき</p> <p>【10月26日】 <u>○原発事故以外の被害分控除率の引き下げ</u> -一律、20%(3月~8月)としていたものを、 -個々の被害の実態に合わせて、①20%(3月~5月)、0%(6月以後)、②10%(3月~8月)、0%(9月以後) の選択制に見直し</p> <p>(要請内容) 被災者の実態を踏まえ、柔軟な賠償を行うべき</p> <p>【随時更新】 ○個人及び法人・個人事業主の方々の損害について、よくある質問と回答を東京電力のホームページ上で公開 (対応例) -避難生活に必要な家電等は、「精神的損害」の別枠で賠償 -家族が別々の場所に避難した場合に家族間の移動費を賠償</p> <p>(要請内容) 精神的苦痛、概算払いを含め、賠償手続きの改善を図るべき</p> <p>【11月24日】 第二期(9~11月)分の賠償手続きの改善について公表。 ○請求書類の改善 -記入項目、ページ数などを削減 ○精神的損害賠償金額の見直し -5万円／月・人から、10万円または12万円／月・人へ見直し ○概算払いの受け開始 -資金繰りの厳しい法人・個人事業主への概算払いの実施</p> <p>(要請内容) 肉牛を始めとする農畜産業者への賠償金支払時期が遅延。早急に支払うべき</p> <p>【11月30日】 ○各県JAから請求のあった一次請求分(8月末まで)、二次請求分(9月末)について、計約23億円を支払 【12月2日】 ○さらに、一次~三次請求分(11月15日まで)について、17道県JAに対し、計約391億円を支払</p> <p>(要請内容) 審査手続が遅延。迅速に支払うべき</p> <p>【12月8日】 審査手続きの遅延を年内に解消すべく、支払い円滑化への取組を公表。 ○個人からの請求手続きの改善 -確認業務の人員増強や運用改善等により1,000件／日の確認を行う -第一期(3~8月)分について、合意に至った賠償項目の先行支払い -支払済の仮払金が本賠償合意額を上回る場合、要望に応じ部分精算等を実施 ○法人及び個人事業主からの請求手続きの改善 -確認業務の人員増強や運用改善等により年内に滞留(5,000件)を解消 -第一期(3~8月)分について、合意に至った賠償項目の先行支払い -資金繰りの厳しい法人・個人事業主への第二期分概算払の実施</p>	<p>(要請元) 福島県、南相馬市等</p> <p><9月26日 衆・予算委員会> ○枝野大臣発言 請求書の改善、合意書の見直しについて、東京電力を呼んで指導する</p> <p>【9月26日】 枝野大臣から東京電力副社長に対し、改善を申し入れ</p> <p>(要請元) 地元観光業組合等</p> <p>資源エネルギー庁から東京電力に対し、基準見直しについて要請</p> <p>(要請元) 富岡町等</p> <p>資源エネルギー庁から東京電力に対し、柔軟な請求対応について要請</p> <p>(要請元) 福島県、南相馬市、浪江町、富岡町等</p> <p>資源エネルギー庁から東京電力に対し、請求手続きの改善等について要請</p> <p>(要請元) 各道県JA等</p> <p><11月14日 衆・復興特別委員会> ○枝野大臣発言 いつ賠償金が入るかは事業者にとって死活問題。東京電力を呼んで指導する</p> <p>【11月16日】 資源エネルギー庁長官から東京電力副社長に対し、概算払い、部分払いを含む早急な支払を指示</p> <p>(要請元) 双葉地方電源地域政策協議会等</p> <p>【12月1日】 資源エネルギー庁長官から東京電力常務に対し、原因と課題を分析・把握し、対応策を示すよう指示</p> <p>(要請元) 南相馬市等</p> <p>○24年1月以降、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染を実施 ○除染費用について、復旧・復興予備費、第三次補正予算により、約4,640億円を確保。さらに、平成24年度予算要求を合わせ、当面の費用として総額1兆1千億円超の財政措置を検討中。</p>
	<p>(要請内容) 除染に係る費用を全額負担すべき</p> <p>【検討課題等】 ○除染については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて、一旦の負担により実施し、その後国から東電に求償。 ○上記によらない個別の賠償請求については、今後の避難等指示区域の見直しや、市町村が定める除染計画等を踏まえ、対応を検討。</p>	<p>(要請元) 福島県商工会連合会、避難対象市町村多数</p> <p>○ステップ2終了に伴い、現在の避難指示区域を来年4月1日目途に解除。新たに、 ①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の三種類の区域を設定。</p>
	<p>(要請内容) 財物価値の減損に対する賠償を早期に開始すべき</p> <p>【検討課題等】 ○土地・建物など不動産に係る損害賠償については、今後の避難等指示区域の見直し等を踏まえ、賠償基準を検討する。 ○不動産以外の損害賠償については、避難等指示区域の見直しの前でも、使用不能となった商品在庫、資機材、自動車等などについて、損害の算定方法を検討し、賠償を開始する必要がある。 ○自動車等車両については、汚染車両の識別・検知方法、賠償範囲、解体・処分方法等に關し、関係省庁間で検討会を開始したところ。</p>	

自主的避難者等への賠償に係る課題と対応の方向性について（案）

1. 12月6日原子力損害賠償紛争審査会で合意された自主的避難等に係る損害（中間指針追補）

（1）対象者（約150万人　うち、子供・妊婦約30万人）

- ①自主避難等対象区域から自主避難した者（9月時点で約5万人と推計）
- ②自主的避難等対象地区に滞在し続けた者

（2）損害額（定額）

- | | |
|--------------------|---------|
| ①対象区域内に居住していた子供・妊婦 | 定額 40万円 |
| ②上記以外の者 | 定額 8万円 |

（自主的避難等対象区域）

県北地区：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中地区：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、大栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

相双地区：相馬市、新地町

いわき地区：いわき市

2. 自主避難に係る賠償金支払いに関する課題

（1）賠償対象者（約150万人）は従来の賠償対象者（避難等区域内の被害者）の10倍であり、効率的な賠償手続き構築が不可欠。

（注：避難指示等により避難を余儀なくされた対象者（約15万人）への東京電力の賠償金の二次仮払いは、準備を含め実施に約70日間を要した。）

（2）中間指針追補で示した（定）額は、被害者共通の損害額を示したものであって、避難に係る実費がそれ以上に発生している場合は、別途、相当因果関係の範囲で賠償の対象となる。

（3）中間指針追補で示されなかった対象区域について、「個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。」としており、対応が必要。

3. 自主的避難者等への賠償に係る対応の方向性

上記を踏まえ、下記のとおり、今後、取り組んでいくこととするが、それに当たっては、（1）を基本とし、（2）についても遅延しないよう取り組んでいくことが重要である。

（1）自主的避難等対象区域内の定額賠償額の支払い

①東京電力における体制整備

- ・請求の受付・支払い体制を速やかに整備
- ・3月から賠償業務を開始

②膨大な数の対象者の要件を確認する必要があるため、対象者の居住情報等について、自治体に協力を取り付け。

（2）指針で明示された範囲以外への賠償について

①東京電力による受付

- ・請求・受付体制の整備
- ・自主的避難者等の避難費用にかかる実費部分の支払基準の作成検討

②原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）を通じた和解斡旋

中間指針追補で示されなかった対象区域や損害額以上の実費に係る賠償請求については、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を活用することが期待されるが、その際、市町村単位での申立ての実施等地方公共団体の協力・支援等により、個人への負担軽減策や効率的な事務処理等を講じることが必要。

（参考）

原子力被害応急対策基金について

→資料7 参照

原子力被害応急対策基金（仮払法基金）について

1. 概要

本基金は、原子力発電所事故による被害について、幅広く応急の対策に関する事業を行うために地方公共団体が設けるもの。国は、地方公共団体が基金を設ける場合、予算の範囲内で必要な資金を補助することができる。

[平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（仮払い・基金法） 第14条]

2. 福島県の要望

福島県は、中間指針追補において「自主的避難者等に係る損害」の対象外となった地域について、賠償の対象となるよう引き続き求める意向。

一方で、現行の枠組みによる個別の賠償で解決できない被害について、応急対策基金による救済を要望。

＜想定される主な対策＞

- ・避難者の帰還に係る支援
- ・子どもたちの健康増進
- ・生活費の増加に係る支援
- ・農産物の安全確認検査の徹底
- ・ブランドの復元

3. 要望に係る検討状況

12月22日に佐藤福島県知事から正式に具体的な要望があり、各省において事業内容について精査しているところ。

原子力損害賠償円滑化会議における実務者会議の設置について（案）

平成 23 年 12 月 27 日

第 1 回原子力損害賠償円滑化会議資料

1. 趣 旨

原子力損害賠償円滑化会議の議事に係る調整及び審議事項に係る実務的な検討を行うため、原子力損害賠償円滑化会議の下に、実務者会議を置く。

2. 構成員

実務者会議の構成員は以下のとおりとする。

内閣府 原子力被災者生活支援チーム 審議官

文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償対策室長

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長

原子力損害賠償支援機構 事務局長

東京電力株式会社 常務取締役

その他必要に応じて構成員が認めた者

3. 運 営

- (1) 実務者会議は、必要に応じ隨時開催する。
- (2) 会議の事務局は資源エネルギー庁原子力損害対応室が務める。
- (3) 会議は非公開とする。